

通所リハビリテーションについて (介護予防通所リハビリテーション)

1 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2 通所リハビリテーションについての概要

通所リハビリテーションについては、要介護の方および要支援の方の家族等の生活を継続できるように立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者にかかわる医師および理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる職員の協議によって通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）のご希望を十分に取り入れ、又、計画の内容についても同意をいただくようにしております。

3 利用料金

令和 6 年 6 月より介護保険法改正の為、年間一定以上の収入がある方については、下記（１）基本料金および（２）加算料金が 1 割負担から 2 割負担又は 3 割負担に変更になります。

（１）基本料金（１割負担標記）

①施設利用料（以下は 1 日あたりの自己負担分です。）

※要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。

【１時間以上 2 時間未満】（個別リハ 20 分以上必須）

・要介護 1	3 6 9 円
・要介護 2	3 9 8 円
・要介護 3	4 2 9 円
・要介護 4	4 5 8 円
・要介護 5	4 9 1 円

【２時間以上 3 時間未満】

・要介護 1	3 8 3 円
・要介護 2	4 3 9 円
・要介護 3	4 9 8 円
・要介護 4	5 5 5 円
・要介護 5	6 1 2 円

【３時間以上 4 時間未満】

・要介護 1	4 8 6 円
・要介護 2	5 6 5 円
・要介護 3	6 4 3 円
・要介護 4	7 4 3 円
・要介護 5	8 4 2 円

【４時間以上 5 時間未満】

・要介護 1	5 5 3 円
・要介護 2	6 4 2 円
・要介護 3	7 3 0 円
・要介護 4	8 4 4 円
・要介護 5	9 5 7 円

【５時間以上 6 時間未満】

・要介護 1	6 2 2 円
・要介護 2	7 3 8 円
・要介護 3	8 5 2 円
・要介護 4	9 8 7 円
・要介護 5	1, 1 2 0 円

【６時間以上 7 時間未満】

・要介護 1	7 1 5 円
・要介護 2	8 5 0 円
・要介護 3	9 8 1 円
・要介護 4	1, 1 3 7 円
・要介護 5	1, 2 9 0 円

【 7 時間以上 8 時間未満】

・要介護 1	7 6 2 円
・要介護 2	9 0 3 円
・要介護 3	1, 0 4 6 円
・要介護 4	1, 2 2 5 円
・要介護 5	1, 3 7 9 円

(2) 加算料金 (1 割負担標記)

①延長加算

※利用時間が 8 時間を超える場合に加算されます。

【 8 時間以上 9 時間未満】	5 0 円
【 9 時間以上 1 0 時間未満】	1 0 0 円
【 1 0 時間以上 1 1 時間未満】	1 5 0 円
【 1 1 時間以上 1 2 時間未満】	2 0 0 円
【 1 2 時間以上 1 3 時間未満】	2 5 0 円
【 1 3 時間以上 1 4 時間未満】	3 0 0 円

②利用定員の超過、又は職員等の欠員減算 ▲ 7 0 / 1 0 0

③高齢者虐待防止措置未実施減算 ▲ 1 / 1 0 0

④業務継続計画未策定減算 ▲ 1 / 1 0 0

⑤感染症及び災害により臨時的に利用者数が一定減少している場合 3 / 1 0 0

⑥理学療法士等体制強化加算 3 0 円 / 日

※理学療法士等を 2 名以上配置した場合に加算されます。(1 時間以上 2 時間未満)

⑦通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行なった場合の加算 5 % / 日

⑧リハビリテーション提供体制加算

【 3 時間以上 4 時間未満】	1 2 円 / 日
【 4 時間以上 5 時間未満】	1 6 円 / 日
【 5 時間以上 6 時間未満】	2 0 円 / 日
【 6 時間以上 7 時間未満】	2 4 円 / 日
【 7 時間以上 8 時間未満】	2 8 円 / 日

⑨入浴介助加算

・入浴加算 (I)	4 0 円 / 日
・入浴加算 (II)	6 0 円 / 日

※ご利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

⑩リハビリテーションマネジメント加算

・リハビリテーションマネジメント加算 イ	
※開始月から起算して 6 月以内	5 6 0 円 / 月
※開始月から起算して 6 月超	2 4 0 円 / 月
・リハビリテーションマネジメント加算 ロ	
※開始月から起算して 6 月以内	5 9 3 円 / 月
※開始月から起算して 6 月超	2 7 3 円 / 月
・リハビリテーションマネジメント加算 ハ	
※開始月から起算して 6 月以内	7 9 3 円 / 月
※開始月から起算して 6 月超	4 7 3 円 / 月
・事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し同意を得た場合	2 7 0 円 / 月

⑪短期集中個別リハビリテーション実施加算

※退院 (所) 日又は認定日から起算して 3 月以内 1 1 0 円 / 日

⑫認知症短期集中リハビリテーション実施加算

・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (I)	2 4 0 円 / 日
※退院 (所) 日又は開始日から 3 月以内 (週 2 回限度)	
・認知症短期集中リハビリテーション実施加算 (II)	1, 9 2 0 円 / 月
※退院 (所) 日の翌日の属する月又は開始日から 3 月以内 (週 2 回限度)	

⑬生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※開始月から起算して6月以内	1, 250円/月
⑭若年性認知症利用者受入加算	60円/日
⑮栄養アセスメント加算	50円/月
⑯栄養改善加算（1月に2回限度、3月以内） ※低栄養状態又はその恐れのある利用者に対し、低栄養状態の改善等を目的として、個別的に栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行った場合に加算されます。	200円/回
⑰口腔・栄養スクリーニング加算（6月に1回限度） ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	20円/回 5円/回
⑱口腔機能向上加算（1月に2回限度） ・口腔機能向上加算（Ⅰ） ・口腔機能向上加算（Ⅱ）イ ・口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	150円/回 155円/回 160円/回
⑲重度療養管理加算（要介護度3・4・5で別に厚生労働大臣が定める状態）	100円/日
⑳中重度者ケア体制加算	20円/日
㉑科学的介護推進体制加算	40円/月
㉒同一建物減算	▲94円/日
㉓送迎未実施減算（片道につき）	▲47円/回
㉔退院時共同指導加算 ※理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合	600円/回
㉕移行支援加算	12円/日
㉖サービス提供体制強化加算 ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ） ※介護職員の総数のうち介護福祉士70%以上等 ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ） ※介護職員の総数のうち介護福祉士50%以上 ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ） ※介護職員の総数のうち介護福祉士40%以上等	22円/日 18円/日 6円/日
㉗介護職員処遇改善加算 ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数×8.6% 所定単位数×8.3% 所定単位数×6.6% 所定単位数×5.3%
（3）その他の料金	
①食費（昼食） ※ご利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。	※719円/食
②日用生活品費（1日につき） 【入浴時】 ・リンスインシャンプー ・ボディソープ ・バスタオル ・フェイスタオル	※36円/回 ※36円/回 ※124円/回 ※47円/回
【食事時】（1日単位のご契約となります） ・おしぼり	※34円/日

③教養娯楽費	実 費
※例えば、絵画・書道・手芸等の材料費の実費をいただきます。	
④理美容料	実 費
⑤各種オムツ	※58円～229円／枚
⑥診断書料	※3,300円／回
【特定疾患医療受給証有効期間申請書等】	
⑦診断書料	※3,300円／回
【診療情報提供書・健康診断書等（各種施設入所時、医療機関入院時、在宅復帰時等）】	
⑧診断書料	※3,300円／回
【生命保険申請診断書・死亡診断書等】	
⑨診断書料	※8,800円／回
【身体障害者診断書等】	
⑩証明書料	※2,200円／回
【おむつ使用証明書・医療費領収額証明・補装具交付（修理）意見書・補装具調査書等】	
⑪証明書料	※3,300円／回
【入所証明書・通所証明書等】	
⑫処置料	※11,000円／回
【死亡処置等】	

※印の項目には消費税が含まれます。

（４）お支払い方法

- ・毎月10日に、前月ご利用分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金・振込（郵便局・銀行）の2方法があります。ご利用申し込み時にお選びください。

介護予防通所リハビリテーションについて

〔 令和6年6月より介護保険法改正の為、年間一定以上の収入がある方については、下記（１）基本料金および（２）加算料金が１割負担から２割負担又は３割負担に変更になります 〕

（１）基本料金（１割負担標記）

- ・要支援１ 2, 268円／月
- ・要支援２ 4, 228円／月

（２）加算料金（１割負担標記）

①高齢者虐待防止措置未実施減算 ▲1／100

②業務継続計画未策定減算 ▲1／100

③利用定員の超過、又は職員等の欠員減算 ▲70／100

④通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行なった場合の加算 5％／日

⑤生活行為向上リハビリテーション実施加算
※開始月から起算して６月以内 562円／月

⑥若年性認知症受入加算 240円／月

⑦同一建物減算

- ・要支援１ ▲376／月
- ・要支援２ ▲752／月

⑧利用を開始した日の属する月から起算して１２月を超えた期間に利用した場合の減算
・要支援１ ▲120円／月
・要支援２ ▲240円／月

⑨退院時共同指導加算 600円／回
※理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加した場合

⑩栄養アセスメント加算 50円／月

⑪栄養改善加算 200円／月

⑫口腔・栄養スクリーニング加算（６月に１回限度）

- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20円／月
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5円／月

⑬口腔機能向上加算（１月に２回限度）

- ・口腔機能向上加算（Ⅰ） 150円／月
- ・口腔機能向上加算（Ⅱ） 160円／月

※口腔機能の低下又はその恐れがある利用者に対して、口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔機能改善管理指導計画を作成し、口腔機能向上サービスを行った場合に加算されます。

⑭一体的サービス提供加算 480円／月

⑮科学的介護推進体制加算 40円／月

⑯サービス提供体制強化加算

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）
※介護職員の総数のうち介護福祉士70％以上等
 - ・要支援１ 88円／月
 - ・要支援２ 176円／月
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
※介護職員の総数のうち介護福祉士50％以上
 - ・要支援１ 72円／月
 - ・要支援２ 144円／月

- ・サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

※介護職員の総数のうち介護福祉士40%以上等

- ・要支援1
- ・要支援2

24円／月

48円／月

⑰介護職員処遇改善加算

- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）
- ・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）

所定単位数×8.6%

所定単位数×8.3%

所定単位数×6.6%

所定単位数×5.3%

（3）その他の料金

- ・上記の通所リハビリテーションと同じとなります。

（4）お支払い方法

- ・上記の通所リハビリテーションと同じとなります。